

答 申 書

答申第 1 号
平成 30 年 10 月 5 日

三条市長 國 定 勇 人 様

三条市情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己

平成 30 年 1 月 26 日付け三地第 26 号による諮問について、次のとおり答申します。

記

別紙のとおり

答 申

1 審査会の結論

●●●●（以下「情報公開請求人」という。）が平成 29 年 5 月 16 日付けで三条市長（以下「実施機関」という。）に対し行った三条市情報公開条例（平成 17 年三条市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定による情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）に対する条例第 12 条第 1 項の規定による部分公開の決定（以下「本件処分」という。）について、実施機関が部分公開とした処分は妥当である。

2 事実関係（答申に至る経緯）

- (1) 情報公開請求人は、平成 29 年 5 月 16 日付けで、実施機関に対し、条例第 7 条の規定により「三条市しらさぎ荘管理者公募に提出された各社提案書一式（指定管理者申請書類のうち「三条市しらさぎ荘事業計画書」（様式第 2 号。以下「事業計画書」という。）、「三条市しらさぎ荘収支予算書」（様式第 3 号。以下「収支予算書」という。）及び「自主事業年間計画書」（様式第 5 号。以下「自主事業提案書」という。）に限る。）」に関する本件情報公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件情報公開請求に対応する文書として、平成 29 年度以後の三条市しらさぎ荘の指定管理者を募集するに当たって平成 29 年 1 月 10 日に株式会社関越サービス（以下「審査請求人」という。）から提出された三条市しらさぎ荘指定管理者申請書類のうち、事業計画書、収支予算書及び自主事業提案書（以下「本件文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、本件文書に審査請求人に関する情報が記載されていたことから、条例第 13 条第 1 項の規定により、審査請求人に対して本件文書の公開について意見の聴取を行ったところ、審査請求人は、本件文書のうち経理、人事等の法人の内部管理に関する事項、事業の将来展望・経営方針に関する事項及び営業上のノウハウ等に関する事項が記載されている部分の公開に反対の意思を表示した。
- (4) 実施機関は、本件文書のうち個人情報に係る部分以外を公開することとし、平成 29 年 9 月 5 日付けで、情報公開請求人に対して条例第 12 条第 1 項の規定により本件処分を行うとともに、審査請求人に対して条例第 13 条第 2 項の規定によりその旨の通知を行った。
- (5) 審査請求人は、平成 29 年 9 月 19 日付けで、実施機関に対し、本件処分

を不服とし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(6) 実施機関は、平成 30 年 1 月 26 日付けで、条例第 16 条第 1 項の規定により当審査会に諮問した。

(7) 当審査会における審査の経過は、次のとおりである。

平成 30 年 2 月 22 日	諮問書の受理 実施機関の弁明書の受理 審査会開催（第 1 回） 調査審議
平成 30 年 6 月 1 日	審査会開催（第 2 回） 口頭意見陳述の実施、調査審議
平成 30 年 7 月 17 日	審査会開催（第 3 回） 調査審議
平成 30 年 10 月 5 日	審査会開催（第 4 回） 答申

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件情報公開請求に対し、実施機関が平成 29 年 9 月 5 日付け三地第 355 号の 4 により行った本件処分を取り消すこと、事業計画書の 2 ページから 4 ページまで、8 ページから 49 ページまで、52 ページ、53 ページ及び 57 ページ並びに自主事業提案書の全てのページを非公開とすることを求めるものである。

4 審査請求人の主張要旨

(1) 事業に対する分析とそれに基づく戦略の方針に該当する部分について

事業計画書の 2 (1)「施設運営の基本的な考え方」（2 ページ及び 3 ページ）及び(2)「管理運営の目標」（4 ページ）においては、管理運営に関する経営分析の着眼点及び他の近隣類似施設を対象とした調査分析に基づく差別化を図る提案が記載されており、これらは経営戦略の根幹に当たるものであり、独自のノウハウに該当する。

(2) 事業運営の具体的手法等に関する情報に該当する部分について

事業計画書の 5「施設運営の実施計画」（8 ページから 49 ページまで）、事業計画書の 6「個人情報の保護」（52 ページ及び 53 ページ）及び事業計画書の 7「貴団体の活動状況について」（57 ページ）においては、利用者数を増加させるためのコンセプト、具体的な手法、アイデア、取組事例、広報戦略、効率的な人員配置の方法等（以下「コンセプト等」という。）が

記載されており、これらは経験や調査に基づく独自のノウハウに該当する。

また、自主事業提案書においては、集客力を上げるための様々な事業を提案しており、これらには専門的・実用的な知識や手法が含まれることから、独自のノウハウに該当する。

(3) 本件文書に関する構成及び表現方法について

事業計画書及び自主事業提案書のデザイン、構成及び見せ方もノウハウに該当する。

(4) 総論

これらの情報が公開されると、審査請求人の独自のノウハウが競合事業者に模倣され、容易に流用される可能性が高く、今後の指定管理者の公募において審査請求人の地位が不利になることから、当該情報は条例第8条第3号本文に該当する非公開情報である。

5 実施機関の主張要旨

(1) 事業に対する分析とそれに基づく戦略の方針に該当する部分について

事業計画書の2(1)「施設運営の基本的な考え方」(2ページ及び3ページ)及び(2)「管理運営の目標」(4ページ)については、審査請求人の独自の分析が記載されているものの、その内容は一般的な発想の域を出ないものであること、また、審査請求人が三条市しらさぎ荘の指定管理者であり当該施設の管理運営方針等の透明性の確保に努めるべき立場であることを踏まえると、公開することにより審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められない。

(2) 事業運営の具体的手法等に関する情報に該当する部分について

事業計画書の5「施設運営の実施計画」(8ページから49ページまで)に記載する情報のうち、過去に審査請求人が他の自治体の施設において指定管理者として実施したイベントに関するもの並びに既に三条市しらさぎ荘で実施しているイベント及び管理運営体制等に関するものについては既に公となっているものであること、また、32ページから34ページまで及び45ページから49ページまでに記載している開館時間、休館日等に係る未実施の提案に関するものについては三条市しらさぎ荘以外の施設への応用が想定されない内容であることから、公開することにより審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められない。

次に、事業計画書の6「個人情報の保護」(52ページ及び53ページ)に記載されている情報については、審査請求人が三条市しらさぎ荘の指定管理者として当該施設の利用者に対して当然に説明すべき内容であること

から、公開することにより審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうとは認められない。

次に、事業計画書の7「貴団体の活動状況について」(57 ページ)のうち審査請求人が非公開を求めている情報については、三条市しらさぎ荘を管理運営しようとする者であれば誰でもが考え得るような一般的な内容であることから、公開することにより審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められない。

最後に、自主事業提案書に記載する情報のうち、既に三条市しらさぎ荘で実施しているイベント及び過去に審査請求人が他の自治体の施設において指定管理者として実施したイベントに関するものについては既に公となっているものであること、また、未実施の提案や収支予算などに関するものについては審査請求人が指定管理者として施設運営の透明性の確保に努めるべき立場であることを踏まえると、公開することにより審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものとは認められない。

(3) 本件文書に関する構成及び表現方法について

審査請求人は、事業計画書及び自主事業提案書のデザインや構成の見せ方自体も企業ノウハウである旨を主張しているが、いずれもごく一般的な表現の域を出ないものであることから、その主張は認められない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の解釈運用に当たっては、情報公開制度の目的を規定した条例第1条の趣旨を踏まえ、市民の知る権利として公文書の公開を請求する権利を保障する見地からこれを行わなければならないものであり、当審査会もこの市民の権利を十分尊重して条例を解釈し、判断しなければならない。

条例では、全ての公文書を公開することを基本原則としているが、公文書の中には、法令等の規定により公開できないもの、公開することにより、個人や法人等の権利を侵害するもの、行政の公正かつ円滑な執行を妨げることとなるものなどがあることから、原則公開の例外として、限定列挙した非公開情報が定められている。

当審査会としては、本件情報公開請求に対して部分公開とされた公文書のうち、審査請求人が非公開を主張する情報について、審査請求人が当該主張の根拠とした条例第8条第3号本文に規定する非公開情報に該当するか否かについて、その文理及び趣旨に従って判断することとする。

(2) 条例第8条第3号(法人等情報)の該当性について

条例第8条第3号本文の規定は、法人その他団体又は事業を営む個人（以下「事業者等」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を確保する観点から定められたものである。事業者等又は事業者等が実施する事業に関する情報の中には、当該事業者のみが有する生産技術や販売営業に関するノウハウ等が含まれる場合があり、これらの情報が公開されることにより、事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるものと認められる情報は、非公開とすることを定めている。

本件文書は、平成29年度以後の三条市しらさぎ荘の指定管理者を募集するに当たり、審査請求人から提出されたものであるが、当該文書に記載された審査請求人が非公開を主張する情報については、分析の手法、提案する事業内容、施設の管理運営方法等のいずれの情報においても、特許に相当する発明、技術等に準じた取扱いが求められるなど特に保護すべき必要がある情報を見出すことはできず、当然に市民に説明すべき内容であると判断されることから、事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるものと認められない。これらのことから、本件文書は、条例第8条第3号本文に規定する非公開情報に該当しない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 事業に対する分析とそれに基づく戦略の方針に該当する部分について

審査請求人は、当該部分に記載される分析手法等に関する情報は経営戦略の根幹に当たるものであり、独自のノウハウに該当する旨を主張している。しかし、過去の入館者数を年齢層別に分析することや近隣類似施設の料金設定等を調査分析することは、三条市しらさぎ荘を運営管理する者であれば通常行うものと考えられ、その分析結果や当該結果を基にした提案内容についても特許に相当する発明、技術等に準じた取扱いが求められるような特に保護すべき必要がある情報とは認められない。

また、当該情報が公開されることにより審査請求人の正当な利益等を損なうおそれがあると言うためには、その可能性や内容が客観的かつ具体的に認められる必要があるが、審査請求人はこの点に関し、競合事業者に模倣され、容易に流用される可能性が高く、今後の指定管理者の公募において審査請求人の地位が不利になると主張するにとどまることから、当該部分が公開されることによる正当な利益等を損なうおそれを客観的かつ具体的に認めることはできない。

イ 事業運営の具体的手法等に関する情報に該当する部分について

審査請求人は、当該部分に記載される事業運営の具体的な手法等については、利用者数を増加させるためのコンセプト等が含まれており、これらは経験や調査に基づく独自のノウハウに該当する旨を主張している

が、当該情報は審査請求人のこれまでの取組実績や指定管理者の指定を受けた場合に実施を予定する事業等を簡潔にまとめたものに過ぎず、その個々の内容についても、類似施設等において一般的に用いられるコンセプト等の範囲を超えるものとは言えず、特許に相当する発明、技術等に準じた取扱いが求められるような特に保護すべき必要がある情報とは認められない。

また、審査請求人はこれらの情報が公開された場合、競合事業者に模倣され、容易に流用される可能性が高く、今後の指定管理者の公募において審査請求人の地位が不利になると主張しているが、先に述べた理由からしても、当該部分が公開されることによる正当な利益等を損なうおそれを客観的かつ具体的に認めることはできない。

ウ 本件文書に関する構成及び表現方法について

本件文書に記載されている情報において、読み手にわかりやすく伝えるため、独自の視点から文章、図表及び写真を組み合わせて表現している部分があることは、審査請求人が主張するとおりである。しかし、その構成及び表現方法は、指定管理者として選定される事業者に対して当然に期待される水準を満たすものであるに過ぎず、特に保護すべきノウハウ等に該当するとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり、本件文書を部分公開とした実施機関の決定は妥当である。

7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

澤田克己、外山迪子、長谷川大、平山勝也、吉田敏由紀